

富士見市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき令和3年度定例監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年3月30日

富士見市監査委員 堀 江 一 男 印

富士見市監査委員 尾 﨑 孝 好 印

令和3年度

定例監査結果報告書

富士見市監査委員

令和3年度定例監查結果報告書

本定例監査(以下「監査」という。)は、富士見市監査委員監査基準(令和2年監査告示第3号)に準拠し実施した。

1 監査の実施場所及び日程・対象課所

監 査 実 施 日 	監 査 対 象 課 所
令和 3 年10月13日(水)	(午前)教 育 部 教育政策課 総 務 部 営繕課
全員協議会室	(午後)教育 部 南畑公民館 健康福祉部 障がい福祉課
令和 3 年10月25日(月) 第2委員会室	(午後)教育部学校給食センター総務部秘書広報課リ 公共施設マネジメント課
令和 3 年11月 4 日 (木)	(午前)教育委員会 みずほ台小学校(午後) " 針ケ谷小学校
各学校会議室	" つるせ台小学校
令和 3 年11月 5 日(金)	(午前)教育委員会 ふじみ野小学校 - (午後) "本郷中学校
各学校会議室	ル 東中学校
令和 3 年11月17日(水)	(午前)政策財務部 シティプロモーション課 (午後)協働推進部 みずほ台コミュニティセンター
第3会議室	ッ 鶴瀬西交流センター 子ども未来部 保育課
令和 3 年11月25日(水)	(午前)協働推進部 人権・市民相談課 (午後)教 育 部 水子貝塚資料館
第1会議室	市民部税務課

令和 4 年 1 月14日(金)	(午後)経済環境部 農業振興課 農業委員会事務局 都市整備部 まちづくり推進課	
第2会議室	監査委員事務局 公平委員会 固定資産評価審査委員会	
令和 4 年 1月25日(火)	(午前) 建 設 部 水道課	
第2会議室	<i>"</i> 下水道課	

2 施設調査の日程及び対象施設

調査実施日	調査対象施設	
令和 3 年10月 7 日(木)	(午前)協働推進部 鶴瀬西交流センター 教 育 部 水子貝塚資料館(午後) " 南畑公民館 " 学校給食センター	

※施設調査の目的

定例監査を効果的に執行するため、定例監査の対象課所が所管する公の施設を 実地調査し、当該施設の現状を把握することを目的とする。

3 監査の着眼点及び主な実施内容

監査対象課所における令和3年4月1日から監査実施日の前月又は前々月の末日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているかどうか、また、リスクアプローチの観点から、市が事務局を務める任意団体で、市職員が職務として当該団体の現金出納事務を行っているもの(市から補助金を受け入れているものを含む。)について、各課所に提出を求めた監査資料を通査・照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて質問を行った。また、監査対象課所が所管する施設を実査し、施設内の消耗品や備品等の管理状況及び施設の維持管理状況等を確認した。

小・中学校を対象とした監査では、郵便切手や交付された補助金の出納保管状況のほか、校内の消耗品や備品等の管理状況及び校舎等の維持管理状況を確認した。

【市が事務局を務める任意団体(※上記監査対象課所が所管するもの。)】

	任意団体の名称	所 管 課 所
1	富士見市地域活性化研究会	シティプロモーション課
2	富士見市地域農業再生協議会	農業振興課
3	富士見市土地改良団体連絡協議会	IJ
4	富士見市農家組合長連絡協議会	IJ
5	富士見市農業研究団体連絡協議会	II
6	富士見市農業後継者対策協議会	II
7	水谷柳瀬川土地利用推進協議会	まちづくり推進課

4 監査の結果

監査の対象となった課所及び小・中学校における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市が事務局を務める任意団体で市職員が職務として行っている当該団体の現金出納事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査終了後、所属長、学校長及び関係職員に対して講評を行った。 また、事務処理上注意すべき事項は、以下のとおり口頭で改善等を指導した。

(1) 収入関係事務について

ア 窓口で収納した現金の指定金融機関への払い込みが遅延しているものが認められた。会計管理者が発出した通知(収納金の払い込みについて)を遵守してください。

- イ 調定書に決裁年月日の記入もれのあるものが見受けられた。
- ウ 現金取扱員収納調書に現金取扱員の押印もれのあるものが見受けられた。

(2) 支出関係事務について

ア 委託業務及び工事の完了検査の終了から支出命令書の起案決裁まで約 1 月経過 しており、業者に対する代金の支払いが遅延しているものが認められた。完了検 査に合格後、直ちに合格通知を業者に送付することにより、代金の請求と支払い 事務が遅滞なく実施されるよう要望する。

(3) 契約関係事務について

ア 随意契約の実施(起工)及び業者選定伺い起案決裁文書に、見積書の提出依頼 文書(案)が添付されていないものが多数見受けられた。業者に対して見積書の

提出を依頼するときは、書面によることを、更に見積書の宛先や提出期限など諸注意を当該書面に記載したうえで依頼することを要望する。

- イ 起案決裁文書(支出負担行為伺兼決定書を含む。以下同じ。)に添付された見積書に、日付(見積年月日)の記載のないものが多数見受けられた。見積書の日付は、提出依頼日から提出期限までの間に、見積書が適正に作成し、提出されたことを確認するための重要な証拠資料であるから、業者に対して日付(見積年月日)を明記して提出するよう指導してください。
- ウ 起案決裁文書の別紙に契約起案として記載すべき事項(例えば、契約保証金 (免除の場合はその旨)や契約金の支払の時期などの必要記載事項)が記載され ていないものが多数見受けられた。この契約起案の必要記載事項は、起案決裁文 書に添付された契約書(案)の重要項目として約定されるものであるから、記載 もれのないよう要望する。
- エ 業者から工事又は修繕完成時に提出される工事記録写真について、その撮影年 月日の記載のないものが多数見受けられた。工事記録写真は、当該工事が工期内 に適正に執行されたことを確認するための重要な証拠資料であるから、業者に対 して工事名、工程と併せて、撮影日を記録した黒板等を入れて施工状況を撮影す るよう指導してください。
- オ 委託業務及び工事の完了検査の日付と業者に対して検査結果を通知した日付と が10日以上かい離している事例が認められた。業者に対する委託業務等の検査 結果通知は、当該検査終了後、直ちに送付するよう要望する。

(4) 備品の管理関係事務について

- ア 備品台帳に購入した備品の購入年月日及び取得単価を誤って記載しているもの が見受けられた。取得単価は、税抜価格ではなく税込価格で記載してください。
- イ 備品台帳の購入年月日欄に購入年月のみ記載しているものが見受けられた。同 欄には、購入年月日まで正確に記載してください。

(5) 補助金関係事務について

ア 補助対象団体に対する令和2年度補助金額の確定(5月)後、当該団体の会計 監査が行われているもの(7月実施)が認められた。補助対象団体の会計監査の 結果が交付された補助金額に影響を及ぼす場合があるので、当該団体に対して会 計監査は年度終了後(出納整理期間内)速やかに完了するよう指導してください。

(6) 公印の適正な使用・管理について

ア業者から徴取した請書に市長印が押印されているものが見受けられた。

イ 一部の学校において、施設の保守点検報告書に学校担当者の認印を押印すべき ところ、学校長の印を押印しているものが見受けられた。教育委員会公印規程に 則り、公印の適正な使用・管理の徹底を要望する。

まとめ (意見)

定例監査の結果については、以上記述したとおりである。

今年度において、7月に「文書・契約・財務・会計事務」に関する職員研修が実施され、事務処理全般について組織内の統一を図り運用しているものと認識している。しかし、これまでの定例監査において是正・改善を指導してきた事務処理における基本的な誤りは、今回の定例監査でも依然として多数見受けられた。各課所の所属長を始めとして職員を指導する立場の者は、所属職員による適正な事務処理が確保されるよう、再度、研修時の資料等を活用し、事務処理の小さなミスをリスクと捉え、再発防止につながる点検、研修(0JT)の実施等、課所内における内部統制の整備と運用の充実・強化に努めていただきたい。

また、市が事務局を務める団体の現金出納事務についても、引き続き公金同様に、組織的なチェック機能を十分に働かせていただきたい。

むすびに、今回の定例監査で指導した事項については、職員間でその内容を共有し、 速やかに是正し、又は改善をしていただくよう要望するとともに、再発防止が図られる よう、財務会計事務全般にわたって、適時、点検に努めていただくよう重ねて要望する。 そして、なお一層財務会計事務の適正な執行の確保に努め、市民福祉の増進に向けてよ り効率的で効果的な諸施策の推進・展開が図られることを期待するものである。

以上、令和3年度定例監査結果報告とさせていただく。